


草津市情報化推進の指針

平成 22 年 3 月

草津市



目 次

第1章 草津市情報化推進の指針の策定にあたって	1
1. 背景と趣旨	1
2. 草津市情報化推進の指針の位置づけと期間	3
3. 指針の策定方法	4
第2章 現状の把握と調整	5
1. 前実施計画の推進状況	5
2. 現状調査とヒアリングの実施	6
3. 第5次草津市総合計画との整合性の確認	9
第3章 草津市情報化推進の指針	11
1. 基本理念	11
2. 情報化推進の指針	12
第4章 施策体系	13
1. 市民の活力を広く知ってもらう為の情報化の推進	14
2. 市民サービスの向上に資する情報化の推進	16
3. 行政運営の向上に資する情報化の推進	18
資料編	
1. 草津市情報化推進計画実施計画の総括	19
2. 用語解説	24

第1章 草津市情報化推進の指針の策定にあたって

1. 背景と趣旨

近年、インターネットや携帯電話をはじめとする情報通信技術は飛躍的に発展し、「平成21年度版 情報通信白書」によれば、平成20年末における国内のインターネット利用者数は、9,091万人であり、人口普及率は75.3%となっています。また、個人がインターネットを利用する際に使用する端末については、モバイル端末での利用者は7,506万人、パソコンからの利用者は8,255万人となっており、これまで以上に情報通信技術が人々の生活に着実に普及していることがうかがえます。

表 1-1：国内インターネット利用者動向（総務省 情報通信白書より）

	平成20年	平成15年	平成15年 からの増減
国内のインターネット利用者数	9,091万人	7,730万人	1,361万人
人口普及率	75.3%	60.6%	14.7%
モバイル端末からインターネットを利用する利用者数	7,506万人	6,973万人	533万人
パソコンからインターネットを利用する利用者数	8,255万人	6,164万人	2,091万人

国では、平成13年1月に「日本が5年以内に世界最先端のIT国家になること」を目指した「e-Japan戦略」を策定し、情報通信基盤の整備を積極的に進めるとし、これ以降、国は平成15年7月に策定した「e-Japan戦略Ⅱ」、平成16年2月に策定した「u-Japan政策」により、インターネットの利用環境となるインフラ整備や情報通信技術の発展を推し進めてきました。

平成21年7月には、「i-Japan戦略2015」として利用者視点に立ったIT技術の利活用の観点から、『国民主役の「デジタル安心・活力社会」の実現』を目指したビジョンを掲げています。

平成21年現在でもインターネットと直接接続し、サービスを受けることのできる家電製品が世に出てきており、また、平成23年に予定されているテレビ放送の全面デジタル化により、各家庭に情報通信技術をより身近に利用できる環境の整備を加速し、これに伴いテレビ放送と通信事業にそれぞれの事業者が相互に市場に参入し、各家庭で利用できるサービスも多様になると想定されます。

一方、行政と情報通信技術の係わりでは、平成21年7月に成立した公文書管理法で、行政機関が作成する文書について、公文書の管理方法が行政文書ファイル管理簿を整備し、情報通信技術を利用する方法により公表しなければならないと明確に規定されました。これは公文書の管理においても、情報通信技術を利用して管理することが法令化されたことを意味しており、行政機関における業務遂行のルールにも情報通信技術の利活用が前提となっていることを示しています。

本市における情報化施策としては、平成16年4月に「草津市情報化推進計画（以下 前計画）」を策定し、情報通信技術の利活用による行政サービスの高度化や業務の効率化に取り組むこととし、具体的な計画の進捗については、平成17年3月に「草津市情報化推進計画実施計画（以下 前実施計画）」を策定して、計画的に情報化を推進してきたところです。

「草津市情報化推進の指針」（以下 本指針）は、前計画及び前実施計画の情報化の理念を引き継ぎつつ、現状での情報化の推進状況を評価した上で、今後の情報化推進のあり方を示すものとして新たに策定するものです。

本指針の策定にあたっては、市民サービスの向上を念頭に、特に優先的に実施する情報化推進事業を取りまとめたものであり、前実施計画で推進したホームページを通じた積極的な情報の開示など、これまで既に実施している事業は、適宜見直しながら内容の充実を図り継続します。

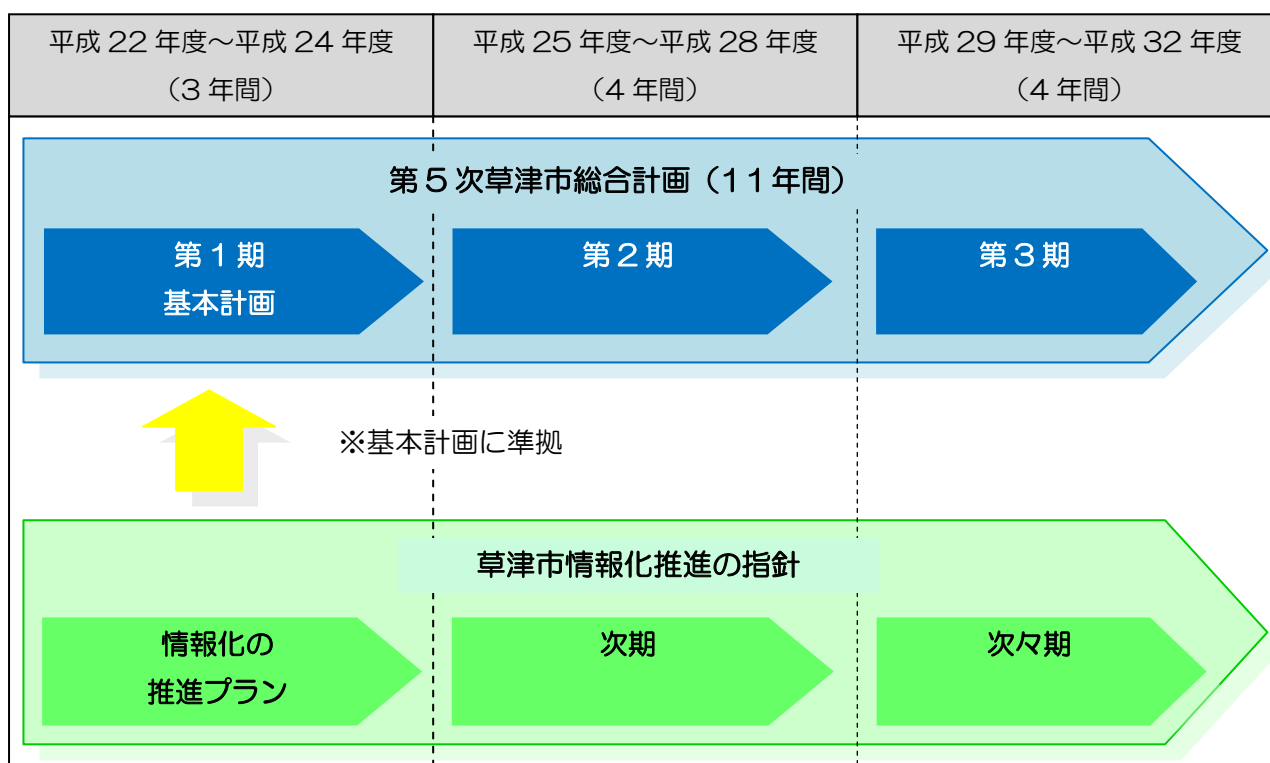
2. 草津市情報化推進の指針の位置づけと期間

本指針は、本市の情報化施策の基本的な方向を示すものです。本指針の上位施策を平成22年度より施行される「第5次草津市総合計画」（以下 総合計画）とし、この中に規定されている事業の実現を下支えする方策として位置づけ、期間を総合計画と同じくします。

また、本指針に示す施策を具体的に推進していくにあたって、総合計画の第1期基本計画に合わせ、平成22年度から平成24年度までの3カ年について、推進プランを策定して計画的に推進します。

なお、国や県の動向や実際の進捗状況を考慮し、状況に応じて施策毎に適宜見直しを図ります。

表 1-1-1：「草津市情報化推進の指針」の位置付けと期間



3. 指針の策定方法

前計画の策定にあたっては、市民の代表からなる草津市情報化推進計画策定懇話会を設置し、市民の意見を中心として取りまとめ、平成 16 年度から平成 21 年度までを計画期間（計画当初、平成 22 年度までを計画期間としましたが、上位施策の第 4 次草津市総合計画の終了が、平成 21 年度に繰り上がったため、同様に平成 21 年度までとしました。）とし、また、前実施計画を策定して、計画的な情報化の推進に努めました。

本指針は、ここで論じられた理念を引き継ぎつつ、以下の手順に従って段階的な検討を加え策定しました。

(1) 情報化推進計画実施計画の総括

前実施計画における情報化の推進状況の現状についてとりまとめました。

(2) 庁内アンケート調査の実施

現状での庁内における情報システムの利用状況や今後の情報化の必要性について、アンケート調査を実施しました。

(3) 情報化の推進状況の現状と課題

前実施計画において、情報化推進の検討を継続している事業に対してヒアリングを実施し、検討の状況、情報化そのものの是非、実現方法等について協議しました。その上で、情報化の推進状況の現状と課題を整理しました。

(4) 「第 5 次草津市総合計画」との整合性の確認

本指針の上位施策である、総合計画に規定される事業との整合性を確認しました。

(5) 草津市情報化推進の指針の取りまとめ

これまでの検討により抽出された情報化における課題解決を図るための取組を進める上での指針について取りまとめました。

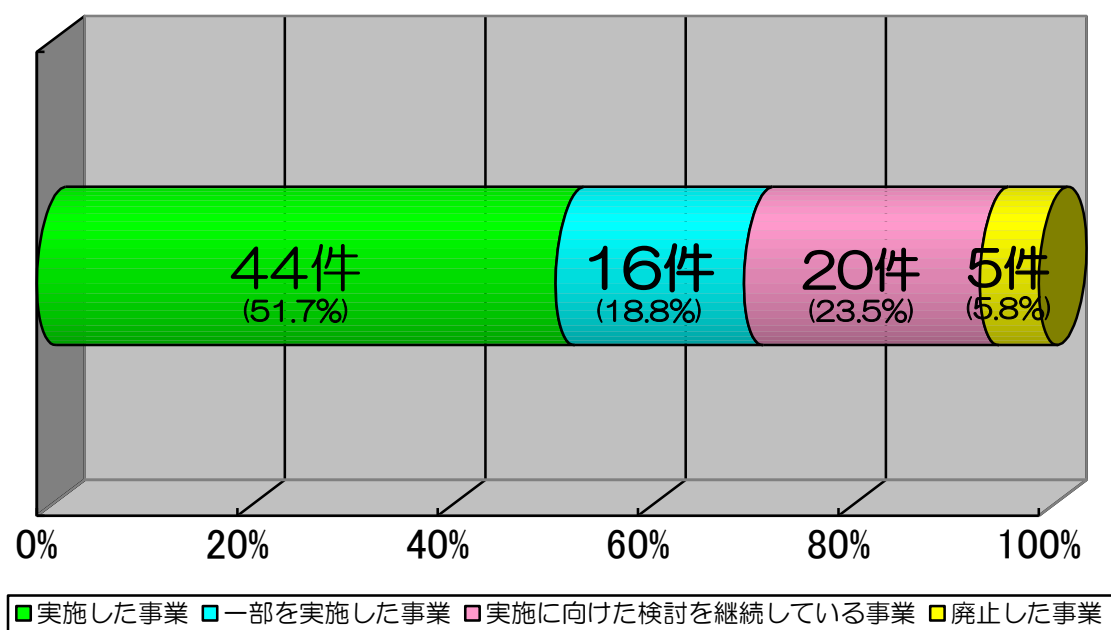
第2章 現状の把握と調整

1. 前実施計画の推進状況

前実施計画に示す各事業の推進状況をグラフ化したものを以下に示します。事業の総数は 85 です。4つのグラフはそれぞれ、①実施した事業、②一部を実施した事業、③実施に向けた検討を継続している事業、④廃止した事業を示しており、これまで推進してきた事業の7割が実用段階に入り、継続して運用しています。

※「草津市情報化推進計画実施計画」の各事業の推進状況については、資料編「資料1. 草津市情報化推進計画実施計画の総括」にまとめています。

図 2-1-1：「草津市情報化推進計画実施計画」の事業の実施状況



2. 現状調査とヒアリングの実施

(1) 庁内アンケート結果について

情報化の検討状況について、庁内アンケートを実施し確認を行いました。アンケートの内容は大きく2つの視点から実施しており、1点目は職員が利用している情報システムに対する意識調査、2点目は今後必要と考えている情報化について調査しました。

なお、有効回答は39部署です。

①情報システム利用に対する意識調査の結果

現在情報システムを利用している部署で、情報システムが「利用しており、役に立っている。今後も必要だと考えている。」と考えている部署は39件中26件であり、情報システムを「利用していない。」部署は39件中13件でした。また、「情報システムを利用しているが、役に立っていない。」、もしくは「今後情報システムは必要ない。」と考えている部署はありませんでした。

情報システムが「役に立っており、今後も必要だ。」と考えている部署（39件中26件）の内、今後も「情報システムが必要」としている部署は26件中18件でした。

残る回答については、既存の情報システムはそのままであるという前提のもとでの回答であり、既存の情報システムの廃止を望む回答はありませんでした。

次に現在情報システムを利用していない部署で、今後も情報システムは必要ないと回答があったのは39件中4件です。これらの部署では、事務処理よりも人的サービスの比重が大きく、業務効率のための情報システムは必要ないことが事業内容から把握できたため、問題とならないことがわかりました。

なお、情報システムを現時点でも、また今後も利用しないとしている部署は、情報システム導入による効率化よりも、人的なサポートの充実が必要とされています。

表 2-2-1：情報システム利用に対する意識調査結果

質問事項・選択肢	回答数
Q1：今現在、情報システムを利用しているか。それは業務の役に立っているか。	
a) 利用しており、役に立っている。今後も必要だと考えている。	26
b) 利用しており、役に立っているが、今後は必要ではないと考えている。	0
c) 利用しているが、役に立っていない。しかし、今後も必要だと考えている。	0
d) 利用しているが、役に立っていない。よって、今後は必要ではないと考えている。	0
e) 利用していない。	13
Q2：今後事業の支援に、新たな情報システムが必要と考えているか。	
a) 必要だと考えている。	27
b) 必要ではないと考えている。	12

②今後必要と考えている情報化についての調査結果

また、今後事業の支援に情報システムが必要とした場合、その理由は何かを複数選択で質問した際の回答結果を以下に示します。回答総数は58です。

すでに情報システムを運用している部署では、それぞれの情報システムが事務処理効率化を図るものである場合は下記表中 a)、b) の回答となるものがほとんどであり、情報発信を行う場合は以下の e)、f)、g) を回答する 경우가ほとんどでした。

なお、現在情報システムを運用していない部署では、a) から i) の選択肢の中から構想中の目的に近いものが満遍なく選択されています。

表 2-2-2：今後必要と考えている情報化の目的

質問事項	回答数
a) 事務作業負荷が大きいから	12
b) 事務処理のフローを改善するために情報システムの導入を行いたいから	6
c) 国・県等との連携のために情報システム化が必要となっているから	2
d) 市民への情報提供は法令で定められているから	0
e) より広く外部に情報提供したいから	12
f) よりタイムリーに市民に情報提供したいから	8
g) 市と市民との接点に広がりを持たせたいから	8
h) 市民間、企業間の活動を活発にする支援をしたいから	1
i) 市民の利便性を考えて、時間・場所を問わず利用できるようにしたいから	6
j) その他	3

(2)情報化の推進状況と今後の課題

前実施計画にて実施に向けた検討を継続している事業について、検討状況の詳細及び今後の検討の方針を確認するため、ヒアリングを実施しました。

先に実施した庁内の現状調査結果とこのヒアリングから、情報化を推進する上での課題事項を以下のとおり取りまとめました。

① 地理空間情報の利活用の必要性

現在紙で管理している地図情報の劣化が懸念されており、劣化を防ぐために地図情報の電子化が必要となっています。また、今後さらに市民の利便性を高めるために、地図情報だけではなく様々な情報を含んだ地理空間情報として整備して、その利活用の方法を検討する必要があります。

② 様々な情報を随時発信する仕組みの必要性

各部署の事業の取組を、市内外に知っていただくための仕組みとして、情報通信技術を活用した方法を検討していましたが、個別に仕組みを構築することは非効率であり、さらに検討する必要があります。

③ 情報通信技術を使用した情報交換の場の必要性

誰もが個別に意見やアイデアを持っているものの、表現する場を得にくい状況にあります。時間と場所を問わずに、自由に意見を交わすための場として、改めて情報通信技術を活用した仕組みを検討する必要があります。

④ 緊急情報を適切にかつ迅速に伝える必要性

例えば、子どもの安全・安心に係る情報などの緊急情報を、迅速に伝達するための手段として、携帯電話のメールを利用していくこと等も検討する必要があり、円滑に運用していくための体制作りが急務となっています。

3. 第5次草津市総合計画との整合性の確認

本指針の上位施策である総合計画の基本計画において、この計画を構成する事業と、庁内アンケート調査の結果及びヒアリングにより情報化推進の必要性があるとされた事業が合致しており、乖離はないことを確認しました。

また、総合計画の基本計画には3つのリーディングプロジェクトを示しています。以下に第2章-2-(2)情報化の推進状況と今後の課題において抽出された情報化推進の課題と、リーディングプロジェクトとの関連を示します。情報化推進の課題として、①地理空間情報の利活用の必要性を「情報の活用」、②様々な情報を随時発信する仕組みの必要性を「情報の発信」、③情報通信技術を使用した情報交換の場の必要性を「情報交換」、④緊急情報を適切にかつ迅速に伝える必要性を「情報の緊急発信」として表記しました。

表 2-3-1：第5次草津市総合計画のリーディングプロジェクトにおける事業と情報化との関連

プロジェクトを構成する施策	想定するリーディング対象事業名	情報化推進との関連性
■水と緑と文化に満ちた暮らしプロジェクト		
市民文化の拠点づくり	・文化活動等拠点整備事業	情報の発信
市民文化を未来につなぐ活動への支援	・(仮称) 芸文祭「くさつ」開催事業	情報の発信
	・市民文化芸術活動支援事業	情報の発信
	・地域ポータルサイト整備事業	情報の発信・情報交換
草津川廃川敷地を活用した憩いの空間づくり	・草津川廃川敷地整備活用事業	情報の発信
「くさつエコ・ミュージアム」の展開	・子ども環境会議開催事業	情報の発信
	・環境ワークショップ開催事業	情報の発信
	・エコ・ミュージアム活用事業	情報の発信
「うるおいネットワーク」づくり	・うるおいネットワーク推進事業	情報の発信
	・河川改修事業（親水性河川整備事業）	情報の発信
	・緑化を推進する市民運動展開事業	情報の発信

プロジェクトを構成する施策	想定するリーディング対象事業名	情報化推進との関連性
■はつらつ草津の未来プロジェクト		
「草津ブランド」の強化	・草津ブランド力強化事業	情報の発信
	・草津 CI 推進事業	情報の発信
	・農商工間連携促進事業	情報の発信・情報交換
市内産業の集積・ネットワーク化の促進	・工業振興事業	情報の発信・情報交換
	・産業誘致推進事業	情報の発信
滋賀の魅力拠点となる「まちなか」づくり	・大江霊仙寺線整備事業	情報の発信
	・中心市街地再生事業	情報の発信
	・中心市街地活性化推進事業	情報の発信
	・公共交通対策事業	情報の発信
「農」に親しむ交流活動の促進	・担い手経営革新促進事業	情報の発信・情報交換
	・農業体験・食育推進事業	情報の発信
草津の暮らしを楽しむ観光プロデュース	・着地型観光推進事業	情報の発信
	・観光宣伝事業	情報の発信
■市民が学んで築く地域プロジェクト		
子どもの育ち・学びの応援	・学力向上重点事業	情報の活用
	・学校教育モデルプラン推進事業	情報の活用
	・保育サービス事業	情報の発信
	・子育て支援センター事業	情報の発信
地域と大学が連携するまちづくり	・共同研究推進事業	情報の発信・情報交換
	・(仮) コミュニティ・カレッジ開設事業	情報の発信
	・子どもアスリート体験教室実施事業	情報の発信
地域学習社会における新しい市民自治づくり	・地域協働合校推進事業	情報の発信
	・提案型協働まちづくり活動支援事業	情報の発信・情報交換
	・地域協議会推進事業	情報の発信・情報交換
地域の「福祉力」の向上	・「(仮称) 地域福祉コーディネーター」 設置事業	情報の発信
	・地域高齢者見守り事業	情報の発信
地域の防犯・防災力の強化	・防災対策事業	情報の活用

第3章 草津市情報化推進の指針

1. 基本理念

本章では上位施策である総合計画の各事業との整合性を念頭に置き、これまでの検討により抽出された情報化における課題解決を図るための取組を進める上での指針について定めます。

情報化の指針を策定するにあたっては、現在の情報通信技術の発展も考慮に入れる必要があります。前計画の立案以後も、情報通信技術は日進月歩で発展してきました。また一方で、生活のライフスタイルが多様化し、携帯電話等の情報通信端末によるコミュニケーションも増加傾向にあります。

このような状況の中では、地域の情報化としてのあるべき姿は「誰もが場所を問わず、情報を得ることができること、お互いに情報交換が行えること」が必要となります。

しかし、情報通信技術ありきで地域の情報化を考えるのではなく、本市の様々な情報を知っていただくため、コミュニケーションのための道具の一つとして考えることが必要です。また、その利活用の方法が現実的であり、かつ市民が利用して効果がある必要があります。

総合計画では、その基本理念を『出会いが織りなすふるさと “元気” と “うるおい” のあるまち 草津』とし、本市の“元気”を盛り上げ、その“元気”を市外の方にも広く感じ取っていただく取組を展開していきますが、本指針においてもこのことを基本理念とします。

2. 情報化推進の指針

基本理念を具現化していくための情報化推進の指針を以下に示します。

<情報化推進の指針>

1. 本市の活力を広く知ってもらう為の情報化の推進

本市では、産業振興・農林水産・観光資源などの情報化で、これまでも多くの取組がなされています。これらの取組も含めて、本市の活力をより広い範囲で多くの方に知っていただくことが、今後の方策として求められています。

また同時に、市民、学生、企業が相互に自由にコミュニケーションできるコミュニティを電子上に設け、時間、場所を問わずに活発な意見交換・価値の創出が図れる情報環境の整備を進めていきます。

2. 市民サービスの向上に資する情報化の推進

窓口サービスの高度化や各種手続きを、インターネットを通じて利用できるよう情報通信技術を活用し市民サービスの向上を図ります。市民の暮らしの安全・安心を支えるための情報化、教育現場での情報通信技術の利活用についても、市民の利便性をさらに高めるための取組を継続します。

なお、本市ではこれまでも市民サービスの向上のための情報化に取り組んできましたが、国・県の動向や情報通信技術の発展および普及率などの状況を勘案し、市民が行政サービスを利用しやすい環境の構築を目指します。

3. 行政運営の向上に資する情報化の推進

本市ではこれまで汎用機を中心とした情報システムを活用することにより、行政事務の効率化を図ってきました。しかし都度改正される法令に迅速に対応し、円滑に市民サービスを提供していく為に、毎年情報システムの改修を実施してきました。その結果、情報システムが肥大化し、その運用・保守が費用及び人員の面で次第に困難になりつつあります。

市民サービスの品質を維持しつつ、さらなる行政事務の効率化を図るためにこれまでの情報システムのあり方を見直し、複数の部署で相互に情報を共有しつつ効率的な市民サービスを提供できるよう取り組んでいきます。

第4章 施策体系

第3章の本市における情報化推進の指針を踏まえつつ、今後、中長期的に推進する基本的な取組について整理します。

＜施策体系＞

1. 本市の活力を広く知ってもらう為の情報化の推進

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 産業の情報化 | ①地域産業の振興に向けた情報発信
②農業に係る施策の情報提供・ブランド農産物の情報発信 |
| (2) 地域コミュニティの情報化支援 | ①活発な生涯学習・スポーツ振興のための情報化促進
②まちづくり情報基盤の強化
③情報化による協働の推進 |
| (3) 環境学習と地域環境活動の推進 | ①環境への取組の情報発信 |

2. 市民サービスの向上に資する情報化の推進

- | | |
|------------------|---|
| (1) 暮らしのサービスの充実 | ①窓口サービスの高度化・情報化の促進
②登録・申請等各種手続き業務等の高度化
③地図情報の電子化と活用 |
| (2) 安全・安心に資する情報化 | ①安全・安心の情報の迅速な提供 |
| (3) 学校教育の情報化 | ①小中学校における情報化の充実
②情報モラルの向上 |
| (4) 子育て支援サービスの充実 | ①子育ての情報提供・情報交換の支援 |

3. 行政運営の向上に資する情報化の推進

- | | |
|---------------|---|
| (1) 行政情報基盤の充実 | ①基幹系情報システムの最適化
②情報系システム基盤の充実
③情報セキュリティ対策の徹底 |
|---------------|---|

1. 本市の活力を広く知ってもらう為の情報化の推進

(1) 産業の情報化

本市における、商工業、観光、農業・水産業などの産業分野の取組を広く情報発信することが情報化の推進にあたって求められています。また、情報通信技術を活用した、異業種間交流や人材の育成などについても、関係機関との連携のもと積極的に支援します。

① 地域産業の振興に向けた情報発信

商店街の活性化や地域の物産の振興を図るため、商店街店舗の空き情報の公開や地域情報の提供など、積極的な情報発信を推進します。

また、本市の豊かな自然や歴史など観光資源の積極的な発信に努め、より広く知っていただくための取組を推進します。

② 農業に係る施策の情報提供・ブランド農産物の情報発信

情報通信技術を活用し、生産者間や関係機関などでの情報交流を促進するとともに、国の施策をわかりやすく説明した文書をインターネット上に公開し、より早く情報を取得していただくための取組を推進します。

また、あおばなや草津メロンなどの本市のブランド商品の積極的な情報発信を行います。

(2) 地域コミュニティの情報化支援

① 活発な生涯学習・スポーツ振興のための情報化促進

これまでの取組として、図書館や街道交流館等に所蔵されている資源の電子化（デジタルアーカイブ）を推進しているところです。

今後の取組として、生涯学習や生涯スポーツ等、地域の文化・スポーツ活動においても市民相互の交流やふれあいの場を広げていくため、情報化を推進する具体的な取組を検討し、市民の生涯学習・スポーツ振興の環境づくりを進めます。

また、市民が自宅や市民センター（公民館）等で文化施設やスポーツ施設等、公共施設の空き状況の確認を簡単に行えるようにするなど、情報提供の充実を検討します。

② まちづくり情報基盤の強化

本市の市民活動、NPO、企業、行政の情報が一元化するような、地域ポータルサイトを構築します。

既に NPO 活動を中心としたポータルサイトとして「932情報ネット」が運営され、その活動が広く市民の皆様に分かっていただけることとなりました。今後の地域情報化支援への取組としては、これらの取組や企業、行政等の情報から本市の“元気”を発信し、インターネットから本

市地域全体の取組の情報を、場所・時間を問わず得ることができる地域情報基盤として、地域ポータルサイトを構築します。

③情報化による協働の推進

地域ポータルサイトを核に、市民との協働のまちづくりを推進する体制として、市民や企業、NPOとの連携を図るため、新たな推進体制づくりを図ります。

相互の役割分担を明確にしながら、計画の進行管理や施策・事業の評価をともに進め、地域全体で継続的に情報化の推進が図れるよう努めます。

(3)環境学習と地域環境活動の推進

①環境への取組の情報発信

本市の豊かな自然を守り、活かし、豊かな市民生活につなげていくため、市民が共に学びながら環境にやさしいまちづくりを進める必要があります。

環境学習や環境保全活動により、環境への理解を深めてもらうよう取り組んでいくとともに、継続的な学習や活動の場の機会の提供として、情報通信技術を活用した方策についても今後検討を進めます。

2. 市民サービスの向上に資する情報化の推進

(1) 暮らしのサービスの充実

① 窓口サービスの高度化・情報化の促進

住民基本台帳カードの有効活用の検討を進めるなど、今後も時間・場所を問わず情報サービスが受けられるようなノンストップサービスを検討し、市役所だけではなく市民の利便性の高い施設において、複数の情報サービスが受けられるシステムづくりを進めます。

② 登録・申請等各種手続き業務等の高度化

これまでの取組として、簡易電子申請システムを構築し、市民が場所・時間を問わずイベントの申し込みや電子アンケート等を行うことができる環境を整備しました。また、税の電子申告、図書館の蔵書検索・予約を行うことができる環境も整備し、電子自治体としての環境整備を進めてきました。

今後の取組としては、国・県の動向を見据えながら、電子入札システムや電子投票システムといった情報システムの導入の是非についても継続して検討を進め、手続きの情報化を進めます。

③ 地図情報の電子化と活用

市ホームページに、市内施設へのアクセスマップ・観光案内や、災害時の土砂災害の情報や避難経路等の電子化された地図を活用した情報を掲載することで、視覚的に理解しやすい情報提供によって、市民の誰もがまちづくりに活用できるような仕組みづくりの検討を行います。

(2) 安全・安心に資する情報化

① 安全・安心の情報の迅速な提供

本市のこれまでの取組は、市民の安全・安心にかかる情報を迅速にかつ漏れなく広範囲に伝えるように、防災情報や災害時の情報を、コミュニティ FM 放送（えふえむ草津による放送）や、市ホームページを活用して情報発信に努めました。

防犯への取組としては、メール配信システムや市ホームページを活用し、不審者情報の迅速な提供に努めてきました。また、商店街に設置した防犯カメラの映像を警察の要請を受けて捜査活動に提供するなど、犯罪の予防もしくは犯罪発生時に連携して対応し、着実に効果を上げてきました。

今後の取組としては、緊急の情報を遅滞なく漏れなく伝達するため、一斉放送を行うためのスピーカーの市内各所への設置や、安全・安心に係る情報を地理空間情報と組合せて可視化して提供する等、多様なメディアを活用して的確に提供する仕組みづくりを検討します。

(3) 学校教育の情報化

① 小中学校における情報化の充実

これまでの本市の取組としては、各小中学校に教育用コンピュータを設置するとともに、校内のLANを整備し、情報基盤の充実を図ってきました。また、教育機関間に情報ネットワークを整備し、情報の共通化や事務事業の効率化に成果を上げています。

今後の取組としては、各小中学校に設置された教育用コンピュータを活用するため、教育用教材を充実させていきます。また、教員用のパソコンを配備し、既に配備した電子こくばんの更なる利活用を図るなど、教育現場における情報化の充実に向けて取組みます。

② 情報モラルの向上

前計画でも学校教育や社会教育において、情報化教育の充実を図ってきましたが、昨今では個人情報への漏えいに加え、インターネット上でのいじめや悪質なサイトによる犯罪被害などが社会問題となっており、これに対応するため、情報化というツールの利活用の方法、マナーなども含め、人権侵害や犯罪被害等の未然防止に向けた教育・啓発等を推進します。

(4) 子育て支援サービスの充実

① 子育ての情報提供・情報交換の支援

子育てサロンや子育てサークルなど、地域での市民の自主的な活動が活発に展開されています。また、転入者が多い本市においては、転入後に子育て支援についての行政の施策や地域での活動の情報が得難いという声もあります。

そのため、子育てに関する施策や地域の活動などの情報を集約し、だれもが等しく子育て情報を得られる仕組みづくりを情報通信技術の利活用の観点からも検討を進めます。

3. 行政運営の向上に資する情報化の推進

(1) 行政情報基盤の充実

① 基幹系情報システムの最適化

本市では以前から情報システムを導入し、窓口事務の効率化を図ってきましたが、例年発生する法律の改正に情報システムを対応させるために、システム管理コストが増加傾向にあります。

今後更に多様化する市民ニーズへの対応や市民サービスの向上を図るために、基幹系情報システムの最適化を図り、業務運営の簡素化・効率化やシステム管理コストの適正化を推進します。

② 情報系システム基盤の充実

行政が保有する膨大な行政情報の適切な管理に努めるとともに、これを効果的に市民サービスの提供や政策形成に活用できるよう情報のマネジメント体制の確立に努めます。

また、都市計画、道路、上・下水道などの都市施設関連図や、許認可等に関する図面をはじめとする多くの地理情報を共有する地理空間情報として流通させ、行政のもつ様々な情報との結合により視覚的な活用を図り、政策形成における手法としても活用していきます。

なお、情報化の推進に向けてさらに、全職員が情報通信機器の操作能力の向上を図るとともに、ネットワーク環境を生かした横断的な連携を図れるより高度な情報化に関する資質の向上に努めます。

③ 情報セキュリティ対策の徹底

行政が管理する情報システムの拡大に伴い、データの破壊、改ざん、漏えい、不正使用等が発生した場合、その影響は深刻なものとなります。

本市では以前より情報セキュリティポリシーを策定し、管理体制を整えるとともに、啓発教育を実施するなど、情報セキュリティ対策の徹底に努めてきました。

今後の情報化の推進においても、情報セキュリティ対策に万全を期すべく、セキュリティポリシーの遵守やセキュリティ確保の対策をさらに徹底します。

資料編

資料1. 草津市情報化推進計画実施計画の総括

実施計画：概要	施策	平成21年度までの実施状況	ステータス	実施できなかったとされる事項
1. 市民の生命、人権を守り、生活の質向上に資する情報化の推進				
(1) 暮らしのサービスの充実				
① 窓口サービスの高度化・情報化の促進				
<p>すべての課の情報サービスが一元所で受けられるような情報のワンストップサービスの実現を図るとともに、24時間いつでも情報サービスが受けられるようなワンストップサービスを検討していきます。また、住民基本台帳カードの有効活用の検討を進めるなどにより、市役所にいかなくても、市民センターなどの利便性の高い施設や自宅において、同様の情報サービスが受けられるシステムづくりを進めます。</p>	1) ワンストップサービスシステムの構築	平成18年度の改定で、計画を廃止しました。	廃止	
	2) 電子申請システムの構築	A S Pによる「かんたん申請・申込システム」を利用した、簡易電子申請サービスの運用を開始しました。	一部実施	・ 法的申請の電子化
	3) コールセンターの設置	先進地の運用状況や利用実態などの調査を実施しました。	検討中	・ コールセンター
	4) 市民センターでの総合行政窓口・相談機能の強化	平成19年度の改定で、計画を廃止しました。	廃止	
② 多様なメディアを活用したリアルタイムな情報提供の推進				
<p>市役所が発信する情報については、広報誌だけでなく、ホームページでの積極的な情報提供のほか、ケーブルテレビや無線、携帯電話等多様なメディアの活用を図ります。公共施設では情報キオスク端末等の情報提供端末機で情報提供を行うとともに、市民が入手したい特定の情報については、マイページ作成機能やアラートメール配信機能等を利用しリアルタイムな情報の提供を進めます。</p>	1) 広報紙とホームページとの連携強化	平成17年度から、広報の電子版を掲載しました。また、平成20年度に最新のホームページシステムに更新するとともに、情報提供の充実にも努めました。	実施	
	2) ホームページの機能強化・充実	各担当課から提出された記事を、バリエーションの観点からチェック・修正して、ホームページのエンバースデザイン化に努めました。また、平成20年度に最新のホームページシステムに更新し、機能強化・充実にも努めました。	実施	
	3) 高速情報通信網やケーブルテレビ網の活用	インターネットによる議会の中継やケーブルテレビの市政情報番組「草津市でんごんぼん」（文字放送）の放送等に努めました。	一部実施	・ C A T V網のデータ通信への適用
	4) コミュニティFMの開設	コミュニティFMを立ち上げる民間事業を支援し、放送を開始しました。	実施	
	5) キオスク端末機の設置	先進事例の情報収集と検討を行いました。費用対効果考えた場合、多用途の利用が望まれることから、電子申請(施設予約等)と一体的な取り組みについて引き続き検討します。	検討中	・ キオスク端末
	6) マイページ作成、アラートメール配信機能システムの整備	A S Pによるメール配信システムの運用を開始しました。	一部実施	・ マイページ作成機能
③ 登録・申請等各種手続き業務等の高度化				
<p>各種登録、申請等の手続き業務については、効率化・電子化を図り、手続き業務の高度化を進め、電子申請システム、電子入札システム等の構築を進めます。また、電子投票システムについても導入に向けた検討を進めます。</p>	1) 電子入札システムの構築	電子入札の広域的な導入を見据え、各種規程の統一化等について、湖総協「入札制度分科会」で検討を行いました。	検討中	・ 電子入札システム
	2) 電子申請システムの構築【再掲】	A S Pによる「かんたん申請・申込システム」を利用した、簡易電子申請サービスの運用を開始しました。	一部実施	・ 電子申請システム(本人確認付)
	3) コンビニエンスストア収納システムの構築	18年4月以降発行の市税・国保税納付書にバーコードを印字してコンビニでの、納付取扱いを継続しています。	実施	
	4) 電子投票システムの導入	岐阜県可児市で実施された電子投票が無効とされるなど、電子投票を取り巻く環境が変化しつつあるなかで、費用対効果を見極めながら今後検討を行います。	検討中	・ 電子投票システム
	5) 投票所電子受付・確認システムの導入	18年度に導入した期日前・不在者投票システムに引き続き、19年度に投票速報システムおよび開票システムを導入しました。	実施	
④ 行政資源の電子化の促進				
<p>市民への行政サービスや庁内での文書管理事務などあらゆる行政資源の電子化を促進し、総合文書管理システムの構築や用品・備品の電子調達を推進し、業務の効率化・高度化を図ります。また、都市計画、道路、土・下水道などの都市施設関連図や、許認可等に関する図面をはじめとする多くの地理情報を統合的にシステム化(統合型GIS)し、より効果的・視覚的な活用を図ります。</p>	1) 総合文書管理システムの構築	各社のデモタイプや県の取組み状況等に注目して、調査検討を行いました。	検討中	・ 総合文書管理システム
	2) 委託成果物の電子媒体による納品の推進	県の動向を注視し、近隣市と連携を図りながら調査検討を行いました。	検討中	・ 電子納品(C A L S / E C)
	3) 戸籍の電子化	戸籍の運用を開始しました。	実施	
	4) 市有建築物のデータ化	市有建築物の改修工事や新築工事時に作成した図面を、建築・電気設備・機械設備等の項目に区分し、データ化して施設別に保存しました。	一部実施	・ 既存物件のデータ化
	5) 統合型地理情報システムの構築	湖南総合調整協議会内に広域GIS専門部会を設置し、草津市・守山市・栗東市・野洲市の4市が共同で試行版統合型GIS導入を行い、広域システムの導入を検討しました。多くの課題が明らかになり、引き続き単独導入の検討を続けました。	検討中	・ 許認可等に関する図面をはじめとする多くの地理情報を統合的にシステム化(統合型GIS)
⑤ 防災・防犯等の情報化と安全システムの構築				
<p>地震などの突発的な災害に対し、普段からの防災情報を充実するとともに、危険箇所や地域での被害状況などを様々なメディアを通じて迅速に提供します。また、地域の小中学校や公民館などの避難場所と災害対策本部との情報ネットワーク化を進めます。防犯についても、地域、警察、近隣の自治体等との連携を図り、携帯電話等を使ったリアルタイムな情報の提供をめざします。</p>	1) 防災情報提供システムの構築	防災情報を提供するひとつとして、コミュニティFMやメール配信システムを活用して情報の提供に努めました。	実施	
	2) 災害情報提供システムの構築	災害情報を提供するひとつとして、コミュニティFMの活用を検討しました。またホームページ上に緊急情報欄を設け、迅速な情報の提供に努めました。	一部実施	・ 地理情報システムの活用
	3) 行政ネットワークの構築	ネットワークの再構築に向け、最新のLANスイッチや無線LANシステムについて導入を行いました。平成20年2月から、市立各幼稚園に専用回線を敷設して行政ネットワークを構築しました。なお、小・中学校のネットワーク化については、教育機関ネットワークを再構築しました。	実施	
	4) 避難所防災無線局の設置	デジタル無線の整備について、基本計画を策定しました。	一部実施	
	5) 防犯情報提供システムの構築	不審者情報の発生を市ホームページに掲載するとともに、メール配信システムを活用して速報に努めました。	実施	
	6) 子どもの安全連絡網システムの構築	「学校安全」の観点から、学校・地域の安全確保と防犯の取組み強化を図るとともに、「緊急連絡システム」導入のための情報収集と検討課題の確認を行いました。	検討中	・ 緊急連絡システム

<p>⑥ 人権教育との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ITの進展により、誰もが情報化の恩恵を受けることができる一方で、個人情報の漏洩によってプライバシーが侵害されるなど人権がおびやかされることが危惧されます。そこで、学校教育や社会教育において、情報化教育の充実を図るとともに、人権侵害等の未然防止に向けた啓発等を進めます。 	<p>1) 学校の情報化教育と公民館等のIT講座</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市立小・中学校コンピュータ活用推進にかかる作業部会において、情報モラルを大切にしながらコンピュータを有効な道具とするための基本的な資質能力、態度の育成を図るため、市情報教育の手引きを作成し、各小中学校に配布した。また、草津市小中学校情報統計・視聴覚・コンピュータ活用部会で、関連事項について情報交換をしました。 また、公民館において、ITに対し関心をもつきっかけづくりとなる初歩的なIT講座を実施し、合わせて、コンピューターリテラシー学習、個人情報の保護やインターネットの利点や問題点について併せて学習する機会を設けました。 	<p>実施</p>
<p>⑦ 環境情報システムの構築とエコライフの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の豊かな自然を守り、活かし、豊かな市民生活につなげていくため、市民が共に学びながらエコライフの推進や環境にやさしいまちづくりを進める必要があります。そこで、市民生活から出るごみなどの廃棄物の収集やリサイクル等の状況、大気汚染や水質汚濁などの環境情報をネットワーク化し市民に分かりやすく情報提供するとともに、環境学習・情報センサー等の機能強化を進めます。 	<p>1) ホームページの機能強化・充実【再掲】(環境情報)</p> <p>2) (仮称)もったいないネット開設事業</p> <p>3) ごみ収集日お知らせメールサービス事業</p> <p>4) (仮称)家庭版ISO自己チェックシステムの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電施設の発電状況や平均風速等の情報を毎月更新運用しました。家庭版ISOについては、取り組み者数を公表しました。・ごみ処理量、大気(排ガス)分析結果、ダイオキシン類測定結果について掲載しました 掲載事項を検討しました。 ホームページに地域ごとの収集日がわかるカレンダーを掲載しました。 平成17年8月よりHP上で運用チェックする環境省「我が家の環境大臣事業」の制度とリンクさせ、平成18年6月より内容をより充実させた形でパンフレットおよびHPを更新・継続運用しました。 	<p>実施</p> <p>検討中</p> <p>一部実施</p> <p>実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ネット開設 ・ メールサービス
<p>(2) 保健福祉医療サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化社会におけるさまざまな不安を解消するため、ITの積極的な活用を進める必要があります。医療や福祉の分野では、人と人とのふれあいを大切にすることから、こうしたコミュニケーションの補完を図るシステムの導入や医療機関間におけるネットワークづくりなど暖かみのあるITの活用を進めます。 			
<p>① 健康福祉医療管理システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者、子どもなど、一人ひとりの健康福祉について情報の一元化を図り、相互連携を図ります。医療機関の情報化の促進を支援するとともに、医療レセプトのオンライン化などを含め、総合的な健康福祉医療管理システムの構築に向けて検討します。 	<p>1) 地域保険福祉情報の相互利用システムの構築</p> <p>2) 診療報酬明細書(レセプト)の電子審査・請求システム導入</p>	<p>健康推進課、長寿福祉・介護課等の関係課がそれぞれ保有する健康福祉サービスのシステム情報を共有し、相互連携することのできる情報システムの構築を目指していましたが、介護保険制度の改正により、地域包括支援センターの創設をはじめとする組織機構、介護保険事業の大幅な見直しがあり、高齢者福祉施策の一元化を図ったことから、システムの構築が不要となりました。高齢化社会におけるさまざまな不安を解消するため、ITの積極的な活用を進める必要があります。医療や福祉の分野では、人と人とのふれあいを大切にすることから、こうしたコミュニケーションの補完を図るシステムの導入や医療機関間におけるネットワークづくりなど暖かみのあるITの活用を進めます。</p> <p>平成19年5月導入しました。</p>	<p>廃止</p> <p>実施</p>
<p>② 介護・医療情報のネットワーク化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅高齢者や障害者とかかりつけ医師や保健師との連絡体制を充実し、常時健康相談ができるようなネットワークを構築するとともに、一人暮らしの高齢者などが地域で安心して暮らせるようなネットワークを構築し、総合的に支援するしくみを育てます。また、高齢者、障害者、子ども、若者等の多様な情報ネットワークによるコミュニケーションの場づくりに努めます。 	<p>1) (仮称)福祉窓口サービスシステムの導入</p>	<p>高齢者や障害者の情報格差をなくすため、人と人とのコミュニケーションを図り、心の通う窓口対応に努めるとともに、市のホームページを活用し、各種福祉施策の紹介や、事業者情報など既存のデータベースをインターネット上に公開し、情報提供を行いました。窓口システムの導入については、検討しています。</p>	<p>検討中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉窓口サービスシステム
<p>③ 安心子育て情報システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な情報が交錯しがちな子育て情報について、保育所等の子育て支援機関による情報提供を充実するとともに、子どもの健診、予防接種、医療等の情報について、必要な人へ的確に伝える情報提供のシステムづくりに努めます。 	<p>1) ホームページの機能強化・充実【再掲】(子育て情報)</p> <p>2) 乳幼児健診等お知らせメール配信システムの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て、保育、健康に関する情報提供をホームページで行いました。・市内小中学校への転入学時の手続きや経済的に就学費用にお困りの時の就学援助費にかかる申請手続き等の、子どもの教育にかかる情報提供を行いました。 メール自動配信システムの立ち上げ、運用に向けて、調査・準備をしました。 	<p>実施</p> <p>実施</p>
<p>2. IT最先端都市の実現と活力ある情報社会の形成</p>			
<p>(1) 教育・文化の情報化</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育における情報教育およびITを生かした「わかる授業」の充実を図るとともに、ITを生かして学校と地域社会との連携強化を図ることが重要です。学校や市民センター(公民館)、図書館をひとつの拠点として情報化を進めることで、市民相互の交流やふれあいの場を広げていきます。地域の文化・スポーツ活動においても、市民のさまざまな活動をサポートするためのシステムを構築することで、生涯学習や生涯スポーツなどの取り組みを広めます。また、情報系の学部をもつ大学が立地しているメリットを活用して、大学と連携した小中高生など若い人材の育成や交流を図っていきます。 			

① 幼小中学校における情報化の充実					
<ul style="list-style-type: none"> 幼小中学校に教育用コンピュータや校内LANの充実を図るとともに、教育用教材のコンテンツの充実や学校図書検索システムの構築、教職員の情報リテラシーの向上を図ります。 学校（園）間や学校（園）などの教育機関と行政とのネットワーク整備を推進し、情報の共有化や事務事業の効率化を図ります。 	1) 草津市立小・中学校コンピュータ活用推進委員会開催事業	草津市小中学校情報統計・視覚・コンピュータ活用部会において、情報活用能力の育成および「わかる授業」実現のためのコンピュータの有効活用に向けての研究開発・研修・情報交換を実施しました。学校教育における情報教育およびITを生かした「わかる授業」の充実を図るとともに、ITを生かして学校と地域社会との連携強化を図ることが重要です。学校や市民センター（公民館）、図書館をひとつの拠点として情報化を進めることで、市民相互の交流やふれあいの場を広げていきます。地域の文化・スポーツ活動においても、市民のさまざまな活動をサポートするためのシステムを構築することで、生涯学習や生涯スポーツなどの取り組みを広めます。また、情報系の学部をもつ大学が立地しているメリットを活用して、大学と連携した小中高生など若い人材の育成や交流を図っていきます。	実施		
	2) 中学校教育用コンピュータ整備事業	平成17年度に整備しました。	実施		
	3) 校内LAN整備事業	小中各1校で、インターネットを利用したモデル授業を行い、効果を検証しました。	一部実施		・普通教室（全校H22の予定）
	4) 行政ネットワークの構築【再掲】	市立各幼稚園に専用回線を敷設し、市内イントラネットワークと接続しました。なお、小・中学校のネットワーク化については、引き続き検討を進めます。	実施		
② 地域・学校・PTAの情報の共有化と相互交流、学習連携					
<ul style="list-style-type: none"> 地域に開かれた教育と学校づくりをめざし、電子メール等を活用した学校と保護者、地域社会などとの連絡体制の充実を図るとともに、学校での活動情報をホームページに掲載し、保護者や地域へ発信しながら、地域全体での教育環境の充実を進めます。 	1) 校内LAN整備事業【再掲】	小中各1校で、インターネットを利用したモデル授業を行い、効果を検証しました。	実施		
	2) 小中学校ホームページの充実	各小中学校のホームページが適切に発信されるよう、活用支援の専任者を配置し、内容の充実を進めました。	実施		
③ 活発な生涯学習推進のための情報化促進					
<ul style="list-style-type: none"> 図書館や街道文化交流館などのもつ資源をデータベース化（デジタルアーカイブ）・情報化・ネットワーク化し、市民が自由に閲覧・参照できるようなシステムを構築して、市民が学ぶための生涯学習の環境づくりを進めます。 市民が自宅や市民センター（公民館）等で文化施設やスポーツ施設等の空き状況の確認や予約ができるよう、広域公共施設間の予約システムの構築をめざします。 	1) バーチャルミュージアム開設事業	草津宿および市史編纂事業の古文書資料のデジタル化を進め、公開・利用に供することができるようになりました。	一部実施		
	2) 公共施設予約システムの整備	効果等の検討や指定管理者との協議を実施しました。	検討中		・公共予約システム
	3) 図書館資料予約システムの整備	図書館システムの再構築を行い、10月からインターネットを使って、予約ができるようになりました。	実施		
	4) 生涯学習ネットの構築	市のホームページによる情報提供の充実が図られるとともに、簡易電子申請システムをイベント参加の申し込みにも活用しました。	実施		
	5) 市民交流プラザ情報広場の構築	主催講座案内について、市ホームページで継続的に掲載して情報提供を行いました。また、4月から館の予約データベースとリンクさせた「市民交流プラザ予約状況表」を市ホームページに掲載し、利用者が予約状況を確認できるようになりました。今後、インターネットでの主催講座の申し込みや貸館の受付について、引き続き調査検討します。	一部実施		・施設予約システム
(2) 産業の情報化					
<ul style="list-style-type: none"> 商工業、観光、農業・水産業などの産業分野においては、今後、企業間、地域間、さらには国際間での競争が激化することが予想されることから、ITの戦略的な活用が不可欠となってきており、産業の情報化の支援を進めます。 また、ITを活用した新たな起業や新分野への展開を図っていくため、異業種間交流や人材の育成などについても、産業振興指針に基づき関係機関との連携のもと積極的に支援します。 					
④ 中小企業の情報化支援					
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の情報化に向けては、関係機関との連携のもと、情報化による効率化や新たな事業展開などが図れるよう、啓発・研修機会の提供に努め、支援体制の強化を図ります。 	1) ホームページの機能強化・充実【再掲】（産業情報）	ホームページに展示会や産業振興に関するイベント情報の発信、支援メニューの紹介をおこないました。	実施		
⑤ 地域産業の振興に向けた情報化支援					
<ul style="list-style-type: none"> 商店街の活性化や地域の物産の振興を図るため、関係機関との連携のもと電子商店街（バーチャルショップ）による商品情報や地域情報の提供などITの積極的な活用を図ります。 地域全体の魅力を高めるとともに、観光振興など新たなビジネスチャンスの拡大にもつなげるため、本市の豊かな自然や歴史など観光資源の積極的な発信に努めます。 	1) 草津名産バーチャルショップ開設の促進	観光物産協会のホームページのリニューアル（平成18年度）に伴い、積極的に情報発信していくように会員への周知に努めました。バーチャルショップでの販売、PRについて、引き続き検討します。	検討中		・電子商店街（バーチャルショップ）
	2) 空き店舗情報検索システムの構築	先進事例の情報収集に努めました。	検討中		・検索システム
	3) 草津市観光物産協会ホームページ管理運営支援事業	観光物産協会のホームページのリニューアル（平成18年度）に伴い、積極的に情報発信していくように会員への周知に努めました。	実施		
	4) (仮称)草津散策ナビ事業	先進事例の情報収集ならびに可能性を検討しました。	検討中		・ナビシステム
	5) ライブ映像配信システムの構築	先進事例の情報収集ならびに可能性を検討しました。	検討中		・ライブカメラの設置
⑥ 農業・農村における情報化支援					
<ul style="list-style-type: none"> 生産者間や関係機関などでの情報交流を促進するとともに、最新情報の提供や経営相談などの充実を図るため、ITの積極的な活用を支援します。 また、そうしたシステムが有効に活用されるよう農村地域における情報通信基盤の整備を促進します。 インターネットによる産地情報の発信とあわせ、生産者と消費者との双方向けシステムの構築支援などによる農業の振興を図ります。また、これらを支える人材の育成・確保を支援します。 	1) 総合農業情報提供システム構築の促進	農作業カレンダーを、県・J.A.が作成されました。	一部実施		・総合的な農業情報提供システム
	2) ホームページの機能強化・充実【再掲】（農林水産課）	市ホームページに農林水産に関する総合的な情報提供に努めました。	実施		
	3) 農産物履歴管理システム導入の促進	JA農畜産物交流センターにおいて、農産物履歴管理（農作物の生産から加工等の履歴の表示）を実施されています。	実施		
⑦ IT分野のベンチャー企業の起業・育成の支援					
<ul style="list-style-type: none"> 成長が期待されるIT分野のベンチャー企業に対し、大学や支援機関との連携を進めながら、新たな起業に対する経営的・情報技術的なコンサルティングの充実を図るなどインキュベーションの強化を図ります。 SOHO（ソーホー）型ビジネスの育成・支援に努めるとともに、新たに起業をめざす人材の育成やそうした人材による情報交換や交流の場の創出に努めます。 	1) 産学連携コーディネータ相談窓口の開設	平成18年度、市のホームページに、産学連携コーディネータを相談窓口とするメールアドレスのリンクを設けました。	実施		

3. 誰もが容易に利用できるユビキタス環境とコミュニティづくり				
(1) 地域コミュニティの情報化支援				
<p>・ 情報化は、人とひとがつながり、コミュニティをつくっていくためには欠かせないツールとなってきました。コミュニケーションを活発にし、地域での活動をより充実したものにし、新しい出会いや交流を創造していくために、ITを積極的に活用していきます。</p> <p>また、誰もがその恩恵を受けられるように身近な地域におけるサポート体制を充実するため、地域の拠点づくりや人材の育成を進めます。</p>				
① 地域における電子コミュニケーション活動の支援				
<p>・ 地域における住民のさまざまな活動を支えるとともに、人とひとのつながりや人と地域とのつながりを深めるため、市民の誰もが参加できるような電子コミュニケーション活動を支援します。</p> <p>自治会等地域の活動団体のネットワーク強化や地域のまちづくり活動への市民参加の多様な機会づくりを図るため、電子コミュニケーションに関する情報提供やホームページ等による情報発信を支援します。</p> <p>また、国際交流による異文化とのコミュニケーションや、本市に在住する外国人の生活支援を充実するため、インターネット等の活用を促進します。</p>	1) 「932情報ネット」運営の支援	草津市コミュニティ事業団が運営する草津まちづくり情報広場の取り組みに対し、運営資金の補助を継続しました。	実施	・ パイロット事業実施団体以外のHP
	2) 地域コミュニティ(町内会、自治連合会等)の活動情報の広報支援	パイロット事業として開始した志津南地区、笠縫地区の地域ホームページの取り組みを支援しました。また、当該地域におけるIT講座への協力を行いました。	一部実施	
	3) コミュニティサイト構築のためのホスティングサービス利用支援の検討	「地域コミュニティ(町内会、自治連合会等)の活動情報の広報支援事業」に移行しました。	廃止	
	4) ホームページの機能強化・充実【再掲】	(外国語版)適正な運用に努めました。	実施	
② 市民センター(公民館)、隣保館を核にした地域情報化推進				
<p>・ 市民センター(公民館)、隣保館における既存のコンピュータ等の有効活用や充実を図り、市民が身近な場でITを体験したり、活用できる環境づくりに努めます。</p> <p>また、市民センター(公民館)、隣保館による身近な地域情報の発信や窓口相談サービス機能の充実を図ります。</p>	1) 市民センター(公民館)の情報通信基盤整備	関係機関との情報交換、学習情報の収集等を行いました。	実施	
	2) 隣保館の情報通信基盤整備	住民がインターネットにより、各種情報が入手できるよう各隣保館にパソコンを設置しています。	実施	
	3) 市民センターでの総合行政窓口・相談機能の強化【再掲】	廃止	廃止	
③ 地域情報化支援機能の強化				
<p>・ 本市の市民活動、NPO、企業、行政等の情報が一元化するような、地域ポータルサイトの構築を進めます。</p> <p>また、関係機関の連携のもと地域の情報化を支えるサポートセンター的な機能の充実やITスタッフ等の人材育成に努めます。</p>	1) 地域ポータルサイトの構築	地域SNS(ソーシャルネットワークサービス)の研究を行いました。	検討中	・ ポータルサイト
	2) 公民館におけるIT講座推進・ITサポーター(ボランティア)の育成	公民館において、ITに対し関心をもつきっかけづくりとなる初歩的なIT講座を開催し、運営は、ITサポーターが活動されました。	実施	
	3) 隣保館のIT講座の推進	IT講座を開催しました。	実施	
(2) ユビキタス社会の形成、デジタルデバイドの解消				
<p>・ 情報化社会の進展に従い、個人情報の漏洩、人権の侵害、知的所有権の侵害などさまざまな問題が出てきています。誰もが安心してITを利用できる環境づくりに向け、セキュリティの強化や運用ルールの確立など情報利用環境の整備を進めます。</p> <p>また、技術の進歩とあわせて、老若男女問わず、いつでも、どこでも、誰でもが情報化の恩恵が受けられるユビキタス社会づくりをめざします。</p>				
① 市全体の情報利用環境の整備				
<p>・ 本市の地域全体の情報通信基盤の高度化を促進するとともに、光ファイバー、ケーブルテレビ網、無線などを活用して、地域イントラネットの構築を図り、防災・防犯情報システムなど市民の暮らしを支える情報利用環境の整備を図ります。</p>	1) 地域イントラネットの構築	先進事例の調査を実施しました。	検討中	・ 地域イントラネット
② 庁内情報通信基盤整備の充実(ネットワークの高度利用)				
<p>・ 電子市役所の推進とともに市民サービスの向上に向け、市役所および関係機関における情報通信基盤の高度化を図ります。また、行政機関や教育機関などを体系的にネットワーク化して本市の総合的な行政ネットワークの構築を進め、各機関の連携強化を図ります。</p> <p>また、業務の効率化に向けた各種情報システムを構築するとともに、それらを有効に活用するため職員の情報リテラシーの向上に努めます。</p>	1) 広域ネットワークシステム	転入時にチラシを配布するなど、住民基本カードの普及・啓蒙に努めました。また、おうみ自治体ネット整備推進協議会において、おうみ自治体ネットを再構築しました。	実施	
	2) IP電話の導入	IP電話対応交換機の導入について検討しました。	検討中	・ IP電話
	3) 行政ネットワークの構築【再掲】	ネットワークの再構築に向け、最新のLANスイッチや無線LANシステムについて導入を行いました。平成20年2月から、市立各幼稚園に専用回線を敷設して行政ネットワークを構築しました。なお、小・中学校のネットワーク化については、教育機関ネットワークを再構築しました。	実施	
	4) 業務システムの再構築	庁内の共通事務支援システムを新しいグループウェアシステムで構築した。また、財務会計情報システムについて、サーバシステムの調査検討を行いました。	一部実施	
	5) 給水栓端末の水質情報フィードバックシステム整備	2か所に設置したシステムの改良を実施し、信頼性の向上を図りました。	実施	
	6) 保険者事務共同電算にかかる電子帳票化対応システムの導入	適切な運用に、努めました。	実施	
	7) 職員OA研修の実施	職員の情報リテラシーの向上に努めました。	実施	

③ 情報化による市民参加・協働の推進				
・ インターネットやケーブルテレビなど多様なメディアや電子会議室等を活用した市民の市政への参加機会の充実を図ります。また、パブリックインボリューション、パブリックコメントなどの制度についても、電子上の利点を生かして積極的に活用していきます。	1) 電子的意見交流システムの導入	おうみ自治体ネット整備推進協議会の電子申請システム検討部会で、ASPによる「かんたん申請・申込システム」の利用を開始し、このサービスを利用して電子アンケートを実施しました。	実施	
	④ 市民の情報リテラシーの向上			
・ 高度先端技術の体験学習やIT講習会などを支える人材の育成などの機能を持ち、地域の情報化を総合的に推進する拠点となるメディアセンターを整備します。 また、学校における情報教育や地域でのIT講習会などの学習や相談の場の充実を図り、市民の情報リテラシーの向上を目指します。	1) 総合情報化推進の拠点(メディアセンター)の整備	先進事例の調査を行いました。	検討中	・ メディアセンター
	2) 公民館におけるIT講座推進・ITサポーター(ボランティア)の育成【再掲】	公民館において、ITに対し関心をもつきっかけづくりとなる初歩的なIT講座を開催し、運営はITサポーターが活動されました。	実施	
	3) 草津市立小・中学校コンピュータ活用推進委員会開催事業【再掲】	校内LANの整備と関連させながら、情報機器の有効な授業での活用について、研究校を中心に研究を進めました。市小中学校情報統計・視聴覚・コンピュータ活用部会において、情報活用能力の育成および「わかる授業」実現のためのコンピュータの有効活用に向けての研究開発・研修・情報交換を実施しています。	実施	
	4) 隣保館のIT講座の推進【再掲】	IT講座を開催しました。	実施	
⑤ 個人情報、プライバシーの保護				
・ 市役所のもつ個人情報についてプライバシー保護を徹底するとともに、さまざまな個人情報以外の情報についても取り扱いの適正化を図るため、セキュリティポリシーの遵守や職員教育を進めます。 また、市民や企業においても情報化社会の中で、人権侵害の加害者や被害者とならないよう人権教育を進めます。	1) 情報セキュリティ研修の実施	全職員を対象に、情報セキュリティ研修を実施しました。	実施	
	2) 外部監査の導入とI SMS認証取得の検討	情報セキュリティ外部監査を実施しました。	一部実施	・ I SMS認証
	3) 学校の情報化教育と公民館等のIT講座【再掲】	・ 市立小・中学校コンピュータ活用推進にかかる作業部会において、情報モラルを大切にしながらコンピュータを有効な道具とするための基本的な資質能力、態度の育成を図るため、市情報教育の手引きを作成し、各小中学校に配布した。また、草津市小中学校情報統計・視聴覚・コンピュータ活用部会で、関連事項について情報交換をしました。・ 12公民館において、ITに対し関心をもつきっかけづくりとなる初歩的なIT講座を、合計104回実施しました。インターネットについては、コンピューターリテラシー学習、個人情報の保護やインターネットの利点や問題点について併せて学習する機会を設けました。	実施	
⑥ 情報のユニバーサルデザイン				
・ 障害者、高齢者、転入者、学生、外国人、観光客等誰もが市の提供する情報サービスを利用できるよう情報のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、使いやすい情報機器の普及促進に努めます。	1) ホームページの機能強化・充実【再掲】	各担当課から提出された記事を、バリアフリーの観点からチェック・修正して、ホームページのユニバーサルデザイン化に努めました。また、平成20年度のシステム更新に向け、庁内意見の把握に努め、機能強化・充実のための課題抽出を行いました。	実施	
	2) 情報機器の展示・体験コーナーの設置	先進事例の調査を行いました。	検討中	・ 展示コーナー

資料2. 用語解説

用語	頁	内容
インターネット	1	・インターネットとは、全世界のネットワークを相互に接続した巨大なコンピュータのネットワークを指します。ここでいうネットワークとは、コンピュータを相互に接続した状態を指します。
携帯電話	1	・携帯電話とは、無線通信を利用した持ち歩ける電話機を指します。基地局と呼ばれる中継点を経由して、基地局と電話機が無線で通信し、さまざまな通信サービスを移動しながらにして受けることが可能となっています。
情報通信技術	1	・情報通信技術とは、情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称です。同一の意味を指す言葉として、IT(Information Technology: 情報技術)という言葉も用いられます。
モバイル端末	1	・モバイル(Mobile)とは、携帯電話機、携帯できる、移動できる、動きやすい、といった意味の英単語です。モバイル端末とは携帯可能な情報・通信機器を指しています。
パソコン	1	・パソコンとはPC(Personal Computer)の略語であり、ここでは個人が利用するコンピュータ全般を指します。
e-Japan 戦略、e-Japan 戦略Ⅱ	1	・e-Japan 構想とは、2000年9月21日に森首相(当時)が所信表明演説の中で掲げた、全ての国民が情報通信技術を活用できる日本型IT社会を実現するための構想を指します。 ・e-Japan 構想は、全国民がITのメリットを享受できる社会を実現し、それによって産業分野での国際競争力の強化や経済構造の改革、国民生活の利便化などを成功させることを目的に、国家が中心となって情報技術の普及に取り組んでいこうとする構想です。
u-Japan 政策	1	・u-Japan 政策は、e-Japan 構想の実現後の次の課題として、総務省が情報通信技術を推進するための政策として2004年5月に打ち出した政策です。e-Japan は情報通信網の整備から利用・活用までをコンセプトとしていたもので、u-Japan は、利用・活用から新しい価値創造へ飛躍するためのものであるという違いがあります。
i-Japan 戦略2015	1	・「i-Japan 戦略2015」は「IT新改革戦略(2006年1月発表)」を引き継ぐ新たなデジタル戦略という位置付けで、2015年までに実現すべきデジタル社会の将来像と実現に向けた戦略が描かれています。 ・「i-Japan 戦略2015」は官主導で推進するのではなく、「官民が将来像を共有し、適切な役割分担の下で取り組む」としている点に特徴があります。
公文書管理法	1	・日本の行政機関の公文書の管理方法を定めた法律であり、正式には「公文書等の管理に関する法律」となります。平成21年6月24日に成立し、平成23年4月から施行される予定です。
ホームページ	2	・インターネット上のWebサイト、もしくはそのトップページ。Webブラウザを起動したとき最初に表示されるページを指します。
情報システム	4	・情報を適切に保存・管理・流通するための仕組みであり、通常、コンピュータとネットワーク、およびそれを制御するソフトウェア、その運用体制までを含んだものを指します。また、情報システムという言葉は「コンピュータシステム」と同義として用いられます。

用語	頁	内容
コミュニティ	12	・居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。または、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体ことを指します。
汎用機	12	・企業の基幹業務処理をはじめ、事務処理から科学技術上の計算まで、広範囲に利用できるコンピューター。メインフレームとも言います。本市では、昭和62年10月に1号機を導入しました。
デジタルアーカイブ	14	・デジタルアーカイブ (Digital Archive) とは博物館、美術館、公文書館や図書館の収蔵品を始め、有形・無形の文化資源等を、デジタル化して保存等を行うことを指します。
地域ポータルサイト	14	・地域ポータルサイトとは、官民産学のあらゆる地域情報を網羅し、住民が必要とする情報にアクセスしやすくするためのリンクや、住民間のコミュニケーションの場となる掲示板などの機能を備えている地域密着型のサイトを指します。
ノンストップサービス	16	・インターネットを利用することで、24時間いつでも、住民が都合の良いときに利用できるような形態で行政サービスを提供することを指し、24時間停止しないという意味でノンストップサービスと呼ばれています。
電子アンケート	16	・紙媒体等ではなく、パソコンなどを利用して行うアンケートであり、回答結果の集計もコンピューターが行う仕組みを指します。
電子入札システム	16	・電子入札システムとは、国や地方自治体が発注する工事などの入札手続きをインターネット上でも行えるようにした情報システムを指します。通常のインターネットを利用する場合と比べて高度なセキュリティレベルが必要となるため、国土交通省では事前に電子証明書をICカード形式で発行することにより、不正入札を防止しています。
電子投票システム	16	・選挙において、情報通信技術を利用して迅速かつ正確な票集計を行うための仕組みを指します。
コミュニティFM放送	16	・通常のFMより出力の小さい、小規模なFMラジオ放送。細かい地域情報の提供、住民参加型の番組制作を通じて地域の活性化を図るねらいがあります。
メール配信システム	16	・電子メールを配信するための情報システムであり、ここでは特定の人々に限定して一斉に電子メールを配信するための仕組みを指します。
メディア	16	・メディア(Media)とは、媒体を意味する英単語です。ここでは人々に音声や映像、データなどの情報を伝達するための経路・方法を指すものとして使用しています。
教育用コンピュータ	17	・小中学校等での教育の場で児童が使用するためのパソコンなどのコンピュータを指します。
LAN	17	・LANとは、Local Area Network の略語であり、同じ建物の中にあるコンピュータやプリンタなどを接続し、データをやり取りするネットワークを指します。
電子こくばん	17	・電子こくばんは、こくばん(ボード)に記載した内容に対して、パソコンと連動し、パソコンやDVDなどの映像を表示するだけでなく、画面を直接触って画面上に書き込みを行ったりすることができます。
システム管理コスト	18	・情報システムを管理・運用していく上で必要となる費用を指します。
情報のマネジメント体制	18	・情報システム上で扱われる情報も含め、個人情報等の機密情報を管理するための体制を指します。
情報セキュリティポリシー	18	・機密情報を管理するために策定される規約・規定を指します。